

かすみがうら市デジタルサイネージ広告掲載に関する仕様書

令和7年9月1日時点

かすみがうら市デジタルサイネージの運用に関し、かすみがうら市デジタルサイネージ広告掲載取扱要綱に定めるもののほか、必要な事項を以下のとおり定める。

1. 広告掲載に関する仕様

(1) 概要等

- ①所管：かすみがうら市情報広報課
- ②設置場所：市民窓口センター（中央庁舎）外壁デジタルサイネージ
かすみがうら市下稲吉2633番地19（千代田ショッピングモール内）
- ③掲載条件：「かすみがうら市デジタルサイネージ広告掲載決定通知書」に基づき、
動画広告枠を提供する
- ④放映時間：原則として、8時30分～21時30分（13時間）

(2) 広告枠・放映パターン

- ①原則、「行政情報」および「企業広告」あわせて30分間の1ローテーションを繰り返し放映する。
- ②広告枠1枠につき、1ローテーションのなかで、15秒（動画・静止画）×2回もしくは30秒（動画）×1回の広告枠を提供する。

【参考】1枠（15秒×2回）の場合の1日動画放映数：4回/時間（52回/日）（放映する動画の全体量により増加）

- ③月初め～月末の1カ月間を1クールとする。
- ④1クール毎に放映内容を変更し、1クール毎にコンテンツの入替を可能とする。
- ⑤放映内容は、「かすみがうら市デジタルサイネージ広告掲載取扱要綱」に準ずること。

2. 広告データの入稿形式・納品方法

(1) 広告データの入稿形式

動画	静止画
①ファイル形式：wmv、mp4（15秒または30秒）	①ファイル形式：jpg、png、pptx（パワーポイント）
②サイズ：1920×1080【pixel】以下	②解像度：4000×2250【pixel】以下
③画面比率：16：9	※複数枚にする場合には表示順を指定
④フレームレート：30フレーム/秒	してください。
⑤ファイルサイズ：50MB以内とする	

その他：①広告の内容が市の施策等と直接関係がないことを明らかにするため、**広告映像フレームの右上に「広告」と明記すること。**

②**広告内に問い合わせ先（住所・連絡先（電話番号）等）を明記すること。**

※音声は流せません。

※納品された動画及び画像は容量調整を行うことがあります。（画質に影響はありません）

※静止画が複数枚となる場合は、15秒／枚数（または30秒／枚数）の表示時間でのスライド放映となります。

（2）広告データの納品方法

原則、いばらき電子申請・届出サービスによる提出とし、電子メール（8MBまで）またはCD-R・DVD-R（納品媒体は申込者側で用意すること）も可とする。

【電子申請】 https://apply.e-tumo.jp/city-kasumigaura-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=75389



※いばらき電子申請以外の方法で提出される場合には、別途・かすみがうら市デジタルサイネージ広告掲載申込書（様式第1号）の提出も必要となります。

※いずれの場合でも送付後に必ず下記・問合せ先までお電話にてご一報ください。

※データの納品期限については、原則、掲載希望月の30日前までとしますが、データの入替・訂正等の場合には随時ご相談ください。

（3）年度更新について

次年度以降（4月1日以降）も継続して掲載する場合には、内容変更の有無に関わらず、2月末までに改めて、かすみがうら市デジタルサイネージ広告掲載申込書（様式第1号）及び広告データを上記（2）により提出してください。

【 問合せ先 】

かすみがうら市役所総務企画部情報広報課広報担当（平日8:30～17:15）

〒300-0192 茨城県かすみがうら市大和田562番地

電話 0299-59-2111 または 029-897-1111

メール kouhou@city.kasumigaura.lg.jp